

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年6月3日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(4) 前3号の基準によらない報酬は、その月分を翌月15日までに支給する。

別表中

「

期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円
統計調査員	1調査区1回につき 20,000円以内

」を

「

期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円
選挙事務従事者（開票事務従事者を除く。）	1時間につき 2,000円以内
開票事務従事者	1時間につき 2,400円以内
統計調査員	1調査区1回につき 20,000円以内

」に改

める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙事務従事者等に係る経費を報酬として取り扱うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。